

平成21年7月2日 慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス

性犯罪者対策の現状と問題点 ～モラル・パニックを越えて何をすべきか～

神奈川県警察本部交通部交通規制課長
玉川達也

本講義の目的

- 性犯罪及び性犯罪対策についての検証・検討
 - 性犯罪とは？性犯罪者とは？
 - 現在の性犯罪対策の経緯とは？
 - 地域通知制度（メーガン法）の効果は？
 - 地域通知制度の導入によってもたらされうる結果は？ など
- 「科学的根拠に基づく犯罪学（Evidence-Based Criminology）」の方法論の紹介
 - 科学的根拠とは？ ～ SMS、4つの妥当性 (validity)～
 - 研究手法は？ ～ 系統的レビュー (systematic review)～
など

はじめに

研究背景

- アメリカを始めとして規制的手法の採用傾向がある。この20年で性犯罪者対策には大変革がもたらされた。

規制的手法の例：登録制度（registration）

地域通知制度（community notification）

居住制限（residential restriction）

民事拘禁（civil commitment）

- 我が国では平成16年末の奈良県児童殺害事件以来、規制的手法の採用が論議されてきた。

警察庁・法務省の出所者情報の共有（平成17年）

『世界一安全な国をつくる8つの宣言』（平成20年、自民党）

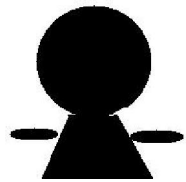
出所性犯罪者に対するGPSによる電子監視の可否の検討

強制的隔離・治療の可否の検討

『犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008』

問題意識 (1)

- 性犯罪は確かに卑劣な最低の犯罪。一方でモラル・パニック？
- 規制的手法は応報的であるがゆえに大衆は感情的に満足
(メーガン法：スキャンダル渦中にあったクリントン大統領の人気取りとの非難)



連邦メーガン法が制定されたとき、司法省の雰囲気はどうだったの？



かえって再犯の危険を高める可能性があるという、反対だったわ。(2006年9月。個人インタビュー)

Hon. Laurie O. Robinson
(元、現司法省次官補)

- 性犯罪の実態や対策の効果についての科学的理解の欠如
「性犯罪者という、得体の知れない、矯正・共生不能なモンスター」
性犯罪に関する神話の流布 (例 :見知らぬ者同士で性犯罪が起きる)

問題意識 (2)

- 性犯罪の実態や対策の効果についての科学的理解の欠如
専門家（学者、実務家）、有識者といわれる人々でさえ、主張の多くは科学的根拠に基づかない主観的議論
科学的根拠のない議論であれば、こうした人々の主張も素人の床屋談義と意義は変わらない。
科学的理解が欠如しているのは、アメリカなどでも同じ。
世界中でまだ地域通知制度の効果について科学的な根拠を集めて検証した研究は、まだたったの2例！（しかも網羅的でなく不十分）
- 現行司法制度下で、ほとんどの性犯罪では、死刑にはならない。（法定刑に死刑が含まれるのは、強盗強姦致死罪のみ。）
ほとんどの性犯罪者が地域社会に戻るのなら、地域通知制度は、感情的には好評でも、本当に再犯率の上昇に寄与しないと言い切れるのか？

研究手法

一番に重要なのは、予断を排して研究対象についての客観的事実を確認すること。

- 1 . 性犯罪に関する事実の確認 / 性犯罪に関する神話の排除
性犯罪の現状を統計データに基づいて振り返る。
数、推移、犯罪者と被害者の特徴と関係、再犯率

政策の効果を検証するために、政策の効果として影響を受ける再犯因子を調べる。

- 2 . 性犯罪者の再犯危険因子の検証
- 3 . 性犯罪者に対するコントロールの変遷の確認
登録制度、地域通知制度の歴史を振り返る。

効果検証のために、既存の科学的根拠を漏れなく収集する手法を使って検証する。

- 4 . 系統的レビュー

系統的レビューの結果と再犯危険因子の関係を考察し、最終的な政策評価を行う。

- 5 . 総合的検討 ~コストとベネフィットの比較~

性犯罪とは？

性犯罪とは？

- 一般的に想起されるのは、強姦、強制わいせつ
- このほかに、のぞき、盗撮（迷惑防止条例違反）
- 広く解釈すると、色情盗なども
- 国、時代によっては同性愛、近親相姦なども犯罪として処罰対象

行為の様態は様々。明確な統一的定義は存在しない。
時代や習俗により、その内容・範囲は変遷する。

強姦被害率等の推移（米国、公式統計）

FBIの公式統計上、2006年の強姦被害件数は、92,455件。

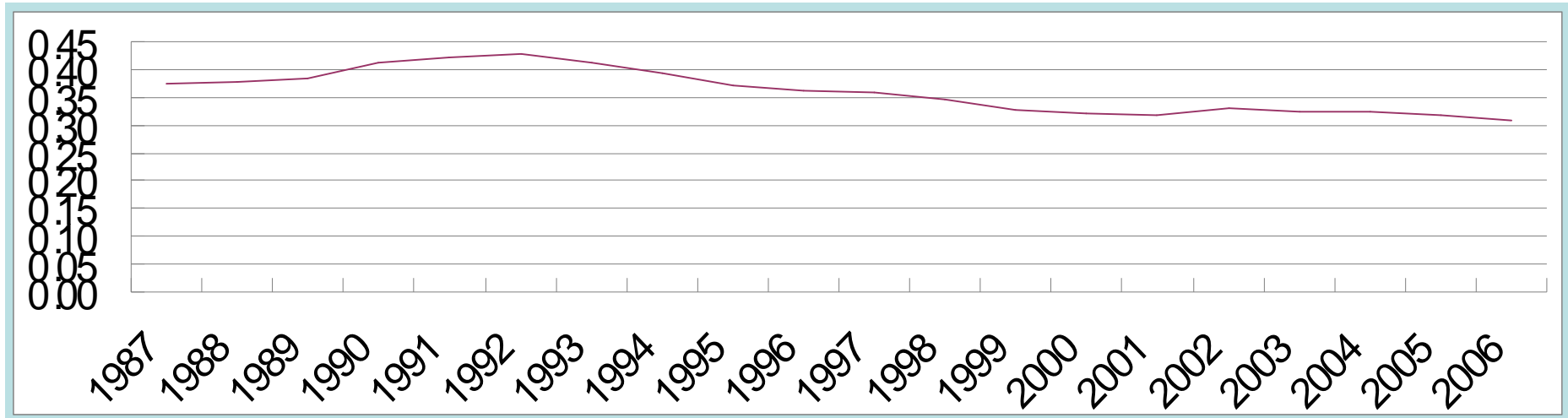


図1 人口1,000人当たりの強姦被害率の推移 (UCR)

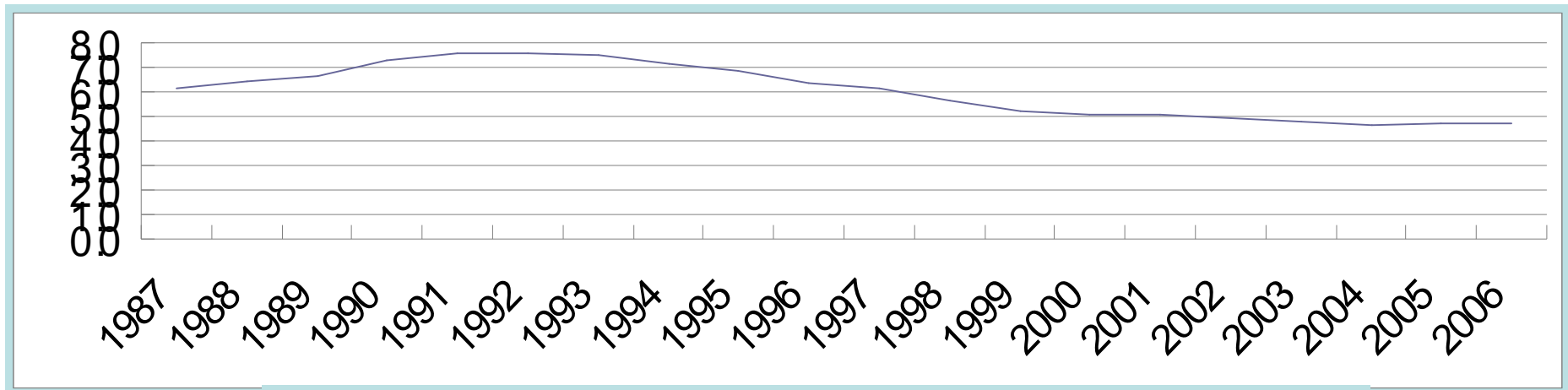


図2 人口1,000人当たりの粗暴犯被害率の推移 (UCR)

強姦被害率等の推移（米国、公式統計）

FBIの公式統計上、2006年の強姦被害件数は、92,455件。

公式統計（Uniform Crime Report（UCR: FBIのまとめる公式犯罪統計））を見ると、強姦被害率の減少は、粗暴犯被害率の減少と無関係に起きておらず、粗暴犯被害率の全般的な減少傾向の一部であると推測される。

しかし、公式統計はあくまで法執行機関が認知した犯罪件数のみから成り立つものである。強姦は法執行機関への通報がなされにくい犯罪であることを踏まえると、公式統計にだけ頼っては、正確な事実確認ができない。

このため、犯罪被害についての自己申告に依拠した全国犯罪被害調査（National Crime Victim Survey（NCVS））の結果も見る必要がある。

強姦被害率等の推移（米国、自己申告統計）

自己申告では、12歳以上を対象とした2006年の強姦又は強制わいせつ件数は、272,350件

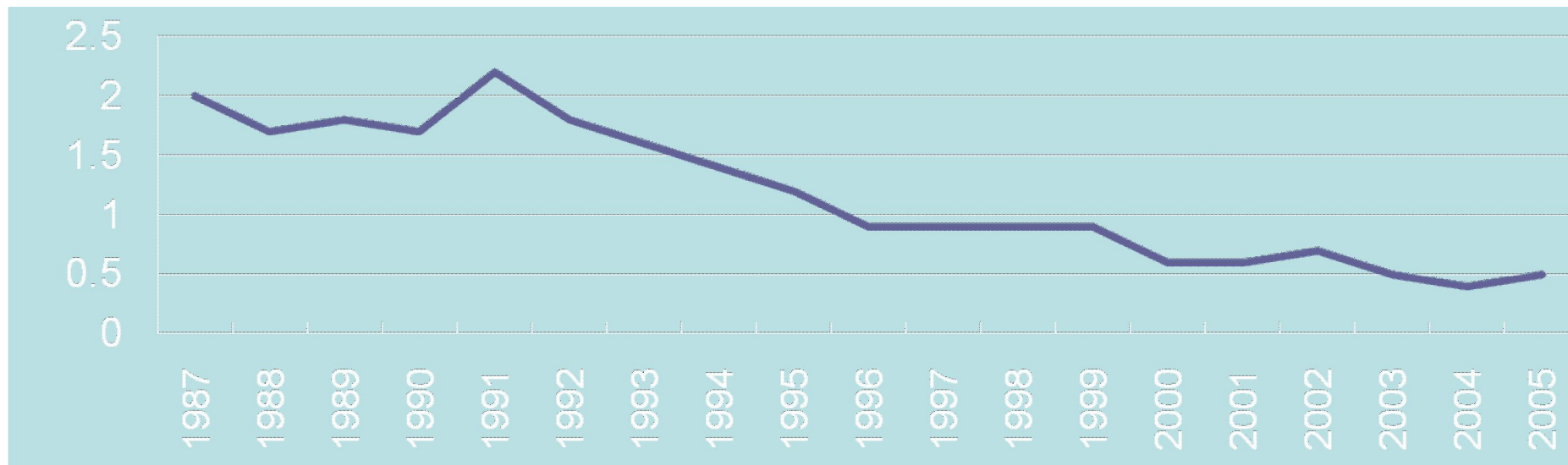


図3 人口1,000人当たりの強姦被害率の推移 (NCVS)

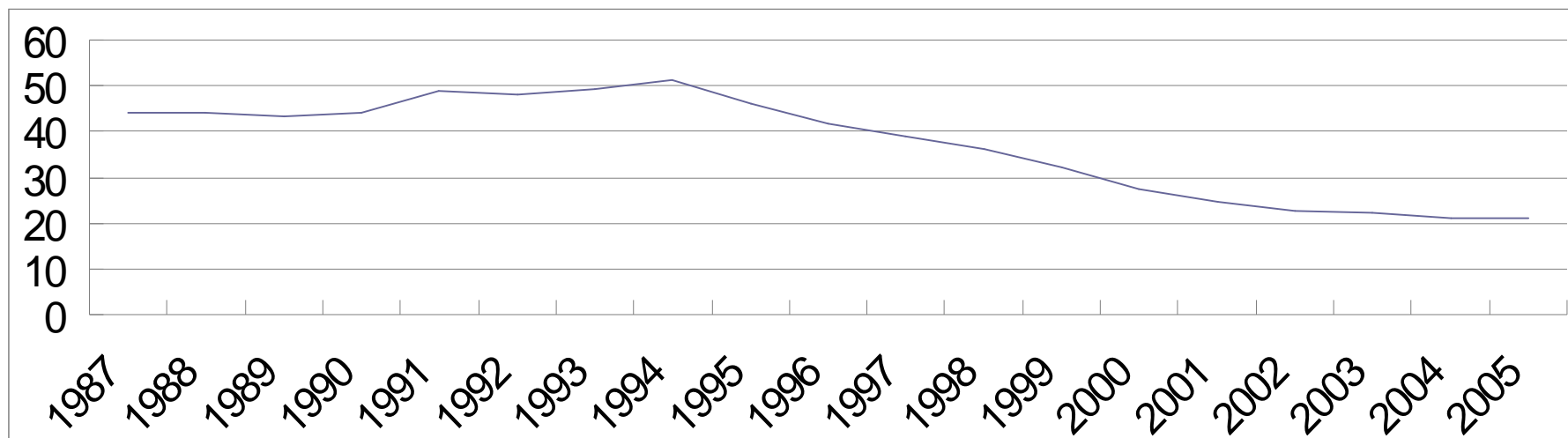


図4 人口1,000人当たりの粗暴犯被害率の推移 (NCVS)

強姦被害率等の推移（米国、自己申告統計）

自己申告では、12歳以上を対象とした2006年の強姦又は強制わいせつ件数は、272,350件

公式統計、自己申告統計ともに強姦被害率は減少傾向にあり、粗暴犯被害率についても、時期を前後して減少傾向にある。強姦被害率の減少は、この全体的な粗暴犯被害率の減少傾向の一部ではないかと推測される。

このため、性犯罪は、性犯罪に対する何か特別な政策的理由によって独自に減少しているのではないのではないかという疑問が生じる。

性犯罪者とは？ (1)

(米国、 2006 UCR)

強姦に焦点を当てると・・・

- 逮捕者の 85.3%が成人 (18歳以上)
- 逮捕者の 44.2%が 18歳から 24歳の者
- 逮捕者の 98.7%が男性
- 最も年齢が集中していたのは 19歳
- 人種別では、白人が最多 (65.3%)、次いで黒人 (32.5%)

性犯罪者とは？ (2)

(米国、 2006 NCVS)

単独犯の強姦又は強制わいせつに焦点を当てると・・・

- 加害者の 85.5%が成人 (18歳以上)
- 加害者の 40.7%が 18歳から 29歳の者
- 加害者の 97.8%が男性
- 人種別では、黒人が最多 (48.5%)、次いで白人 (32.8%)

性犯罪者とは？（まとめ） （米国、2006）

強姦に焦点を当てると・・・

- ほとんど（8割以上）が成人男性。
- とりわけ、10代から20代の男性が多い。
- 公式統計と自己申告統計とで、加害者の人種分布に違いがあり、もしかすると、多数の黒人加害者が、罪を犯しても逮捕されずにいるのではないかと解釈できる。

性犯罪被害者とは？ (1)

(米国、 1991-1996 NIBRS)

性犯罪（強姦、口淫又はアナルセックス、器具を用いた性器に対するわいせつ行為及び強制・準強制愛撫行為）の被害者について・・・

- 被害者の 66.9%が未成年（ 18歳未満）
- 被害者の 86.2%が女性
- 最も年齢が集中していたのは 14歳
- 女性被害者の割合は強姦が最も高く（ 98.7%）、次に器具を用いた性器に対するわいせつ行為（ 87.4%）、強制・準強制愛撫行為（ 81.8%）、口淫又はアナルセックス（ 45.5%）の順に割合が低下

性犯罪被害者とは？ (2)

(米国、2005 NCVS)

強姦及び強制わいせつの被害者（12歳以上）について・・・

- 被害率は16歳から19歳にかけて最大
- 全申告被害のうち、白人女性の被害は58.7%、黒人女性の被害者は25.7%、白人男性の被害は6.5%、黒人男性の被害は1.4%

相当多数の性犯罪が未成年女子及び若年成人女性を被害者としており、性犯罪被害者の過半数が白人女性であることがわかる。

性犯罪の事実 or 神話？ (1-1)

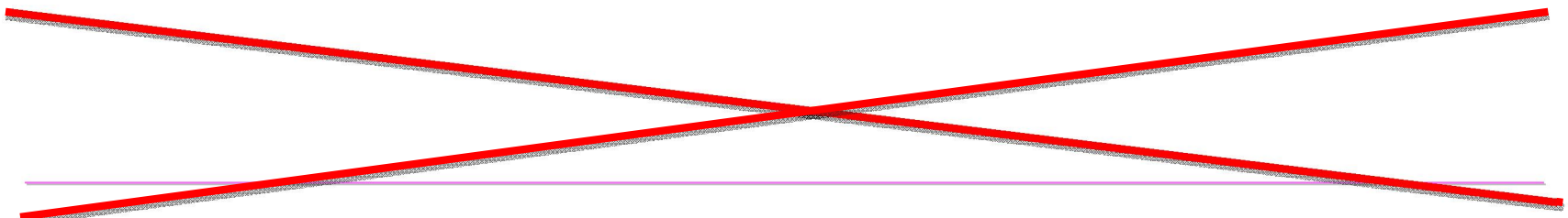
(拙稿別表 1 を参照)

「性犯罪は、面識のない者の中で起きる」

(性犯罪者地域通知制度の犯罪抑止効果への期待の根底にある考え)

Yes or No?

性犯罪の事実 or 神話？ (1-2)

- 
- NIBRSによると、性犯罪の90%以上が家族又は知人によっておこされている。
 - NCVSによると、強姦又は強制わいせつ被害の67%が面識あるものによって起こされており、「面識あり」の優位は過去10年にわたり継続している。

などの根拠により、否定される。

性犯罪の事実 or 神話？ (2-1)

「性犯罪の多くは、被害者の挑発的な服装や無警戒さに誘発されて、衝動的に行われる。」

Yes or No?

性犯罪の事実 or 神話？ (2-2)

「性犯罪の多くは、被害者の挑発的な服装や無警戒さに誘発されて、衝動的に行われる。」

No!!

こうした神話は、一般的なイメージ、思い込みだけでなく、学問・理論分野では、初期被害者学の被害者誘発 (victim-precipitation) の概念によって広まった一面がある。

【余談】被害者誘発とは？（1）

「被害者が直接的かつ積極的に犯罪を誘発していること」

- 初期被害者学の遺産
- Hans von Hentig
 - 『 *Criminal and His Victim* 』（1948）
- 犯罪の二重奏仮説（The Duet Frame of Crime）
犯罪を行為者（doer）と受忍者（sufferer）の相互作用として解釈
行為者のみでなく、被害者の特性に目を向ける必要を主張
- 被害者の特性を抽出し、分類化しようとする試みへ
- 被害をこうむりやすい一般的な特性（e.g. 強欲、移民）を提示
- 皮肉なことに、「被害者の有責性」論議へと結びつく
（Benjamin Mendelsohn：被害者学の父）

【余談】被害者誘発とは？ (2)

- Marvin E. Wolfgang
 - 『 *Pattern in Criminal Homicide* 』 (1958)
 - フィラデルフィア市で起きた殺人事件を精査
 - 全体の約26% (150/588) が被害者誘発によるもの。
 - 「被害者は、犯罪の発生を決定する要素の1つ」
- Menachem Amir (PENNでのWolfgangの弟子)
 - “*Victim Precipitated Forcible Rape*” (1967)
 - 『 *Patterns in Forcible Rape* 』 (1971)
 - 1958、1960年にフィラデルフィア市で起きた強姦事件を精査
 - 全体の約19% (122/646) が被害者誘発によるもの。
 - 強姦事件における相当数が被害者誘発によるとの結論

性犯罪者の再犯率 (1)

(拙稿別表 2 を参照)

再犯率研究における再犯率の定義は多様だが、一般に

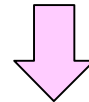
- 性犯罪者の間でも、性犯罪者のタイプにより、率が異なる。
- 強姦犯は児童性愛者に比べて、何らかの再犯を犯す率も、同じ性犯罪を犯す率も高い。
- 児童性愛者の中でも、家族を被害者とした者は、家族でない者を被害者とした者に比べ、再犯率は低い。
- 他の犯罪者（強盗、暴行、薬物、窃盗、詐欺などの犯罪者）と比較しても、性犯罪者は、何らかの再犯を犯す率も、同じ性犯罪を犯す率も低い。

しかし！！

性犯罪者の再犯率 (2)

(拙稿別表 2 を参照)

- 性犯罪者は、他の犯罪者に比べ、性犯罪を再犯罪種として犯しやすいという事実がある。
- Langan et al. (2003)によれば、1994年にアメリカの15の州で釈放された性犯罪者（全米で同年に出所した性犯罪者の2/3に相当）が、3年間の追跡調査期間中に性犯罪を犯した率は、同じく釈放された非性犯罪者が性犯罪を犯した率に比べて4倍（5.3% v. 1.3%）に達した。



したがって、安易に性犯罪者の再犯行動は見過ごすことはできず、何らかのリラプス・プリベンション（再発防止）方策が必要となる。

だから、性犯罪者の矯正・更生施策は重要な政策課題となる。

性犯罪者の再犯危険因子・抑制因子

性犯罪者の再犯危険因子 (総論 1-1)

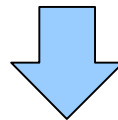
(拙稿別表3を参照)

- 再犯危険因子は、静的危険因子と動的危険因子に分けられる。
 - 静的危険因子：個人史における遡及的に変化不可能な要因や、犯行や被害者の選択における特徴及び過去の犯罪数
(例：母親との関係、性犯罪の初犯時年齢)
 - 動的危険因子：治療・ライフイベントで変化する特徴で、その変化により再犯リスクが増減するもの
(例：逸脱的性的嗜好、性に関する知識不足)
- 静的因子は、長期的な再犯傾向の予測に、動的因子は、治療プログラムの焦点を、治療対象者のどのような点に当てるべきか判断するのに役立つ。

性犯罪者の再犯危険因子 (総論 1-2)

(拙稿別表 3 を参照)

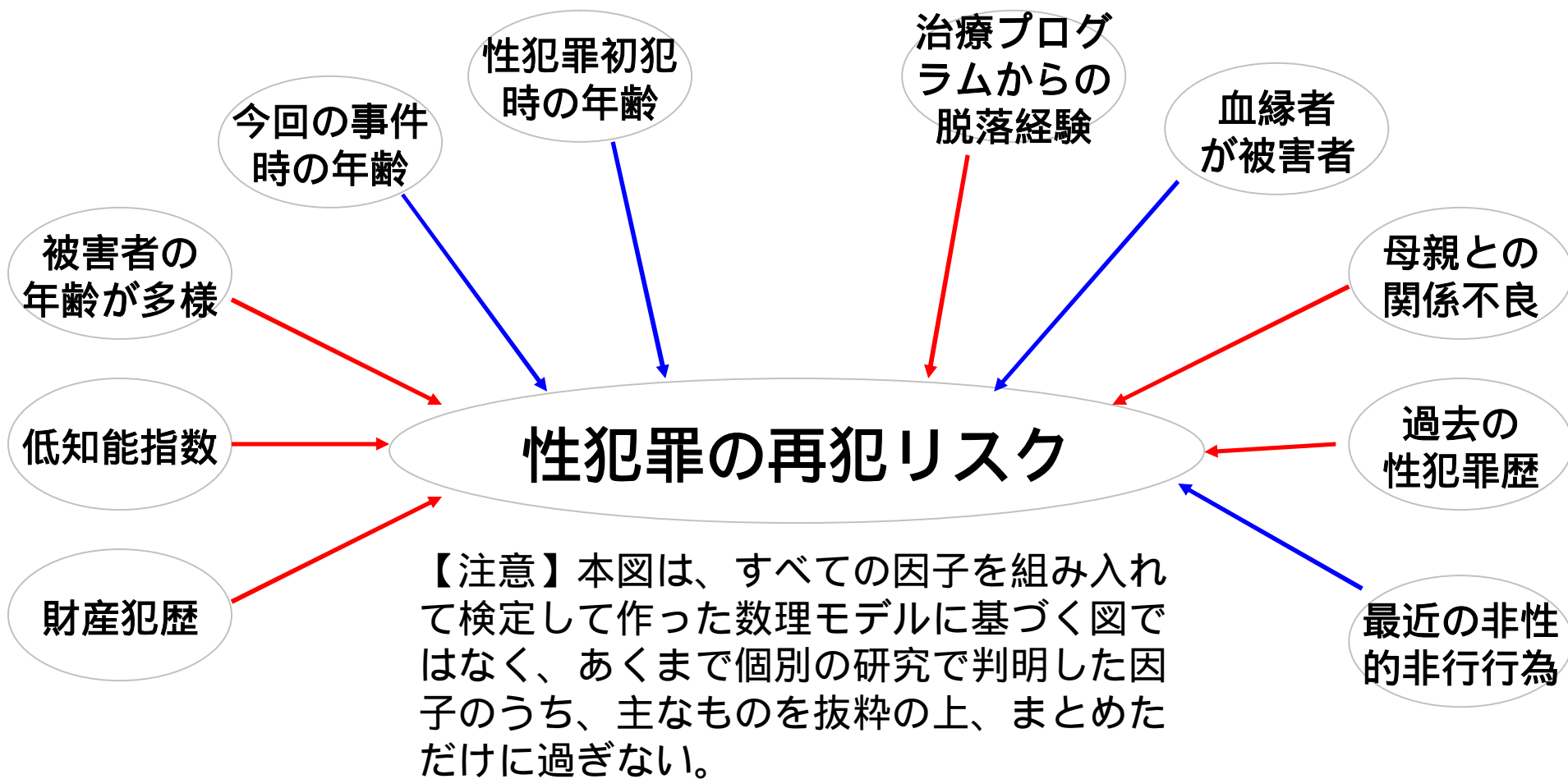
- ・ 性犯罪の再犯に関する危険因子と、非性犯罪の再犯に関する危険因子は異なる。



したがって、両方の因子に目を向けないと、効果の全体像が分からない。たとえ、性犯罪の再犯因子に作用しなくても非性犯罪の再犯因子に作用するのであれば、やはり政策としては問題があるため。(メーガン法が、再犯の促進になるとして批判されたのは、地域通知によって出所性犯罪者が地域住民から疎外されて孤立し、生活の手段等を奪われて財産犯や粗暴犯に走るのではないかという懸念があったからである。)

性犯罪者の性犯罪再犯関係因子 (静的因子) (抜粋)

(拙稿別表3を参照)

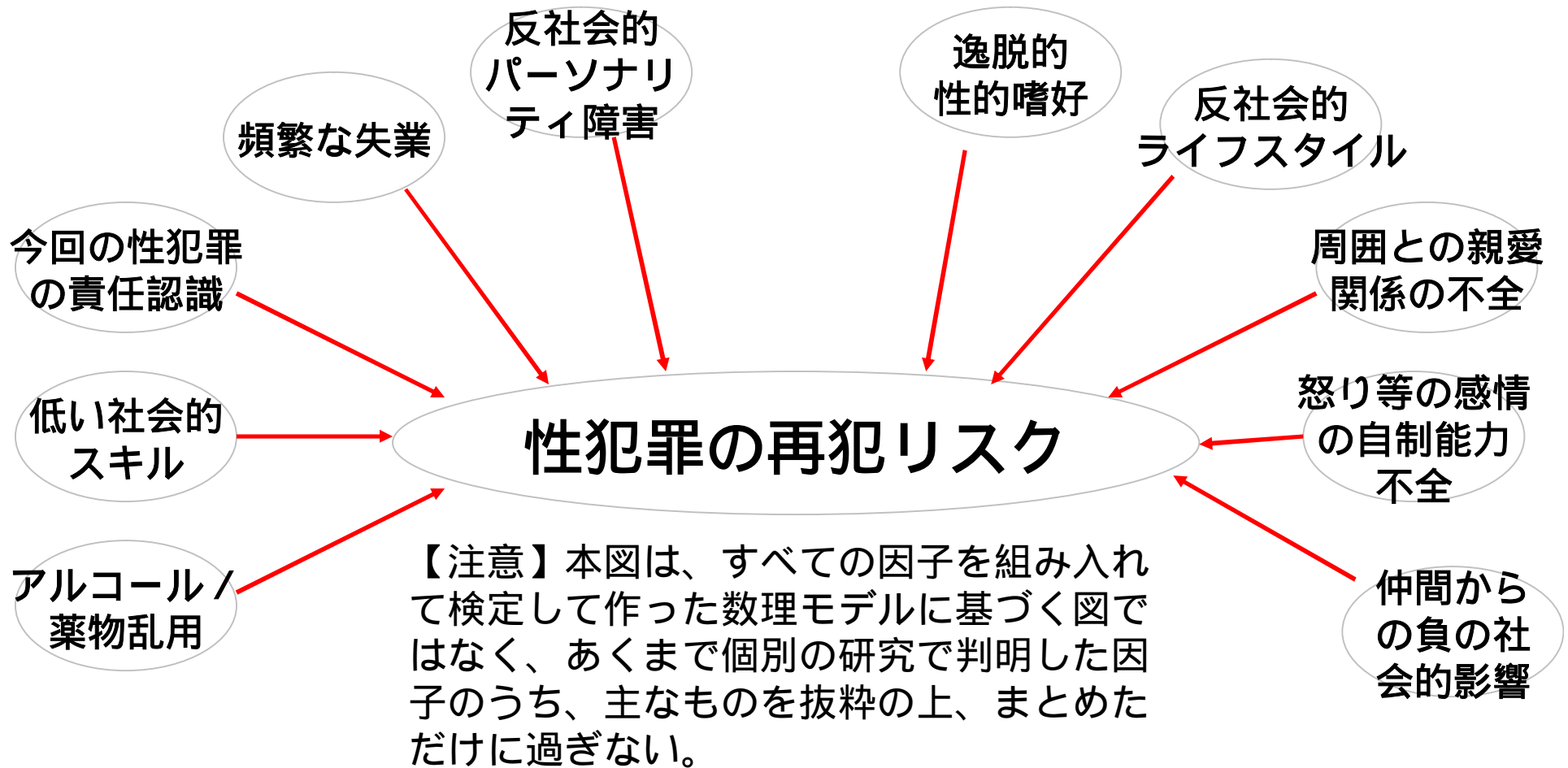


————— 再犯リスクと正の相関 (危険因子)

————— 再犯リスクと負の相関 (抑制因子)

性犯罪者の性犯罪再犯関係因子 (動的因子) (抜粋)

(拙稿別表3を参照)

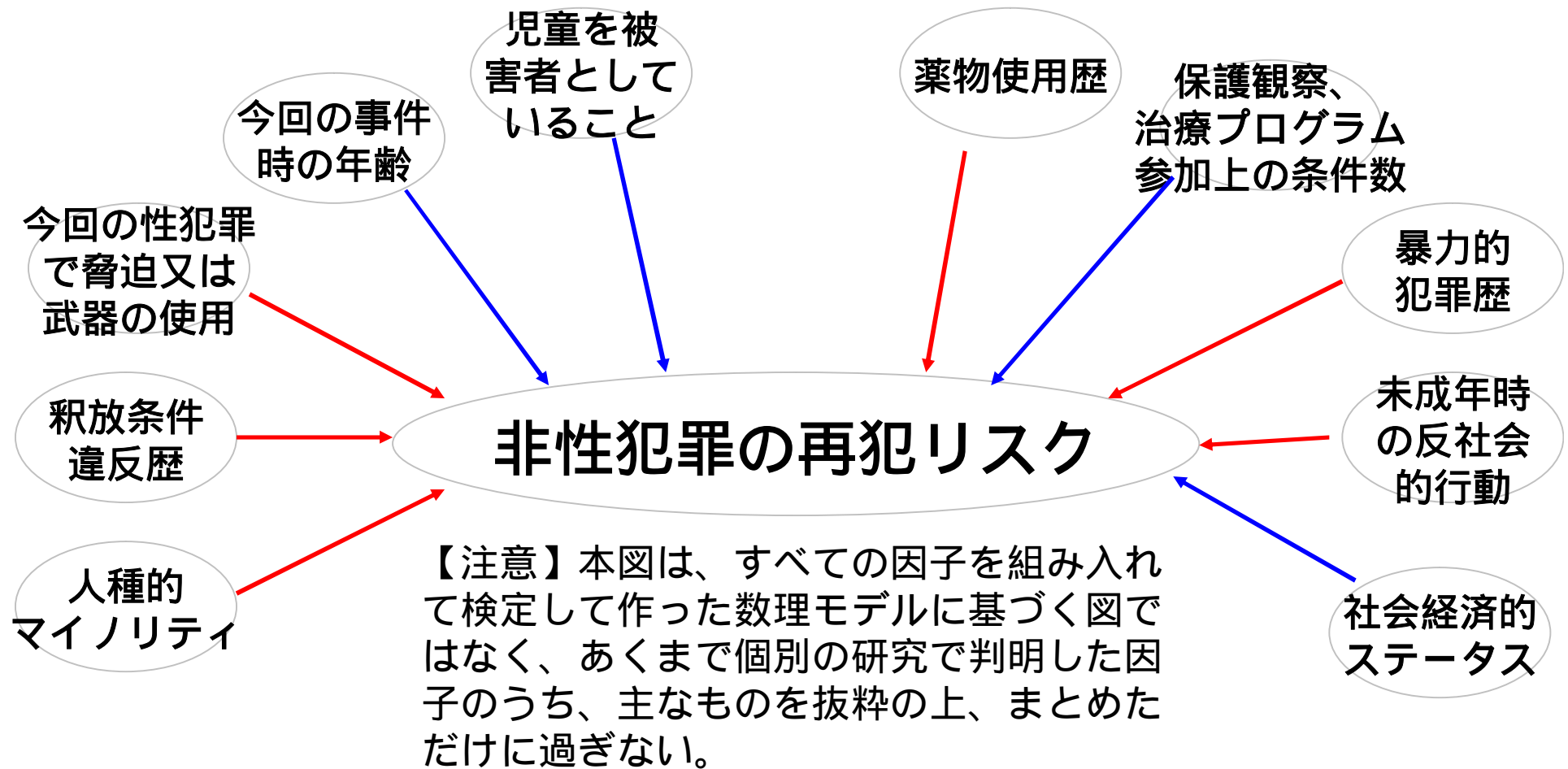


—— 再犯リスクと正の相関 (危険因子)

—— 再犯リスクと負の相関 (抑制因子)

性犯罪者の非性犯罪再犯関係因子 (静的因子) (抜粋)

(拙稿別表3を参照)

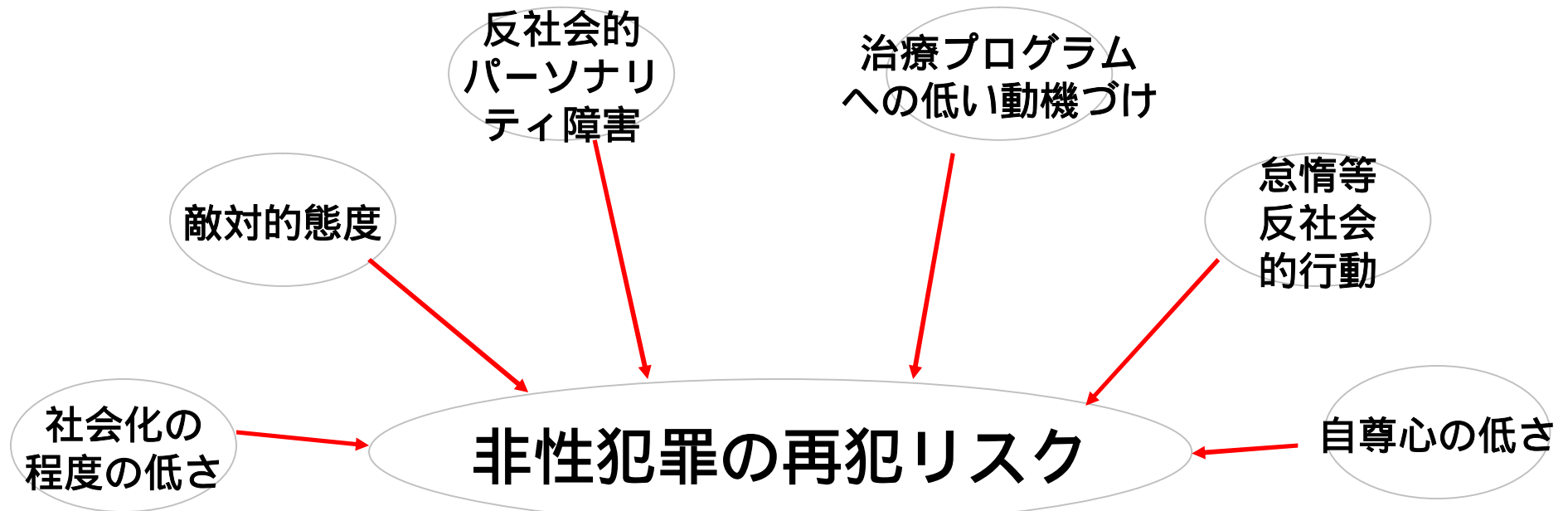


————— 再犯リスクと正の相関 (危険因子)

————— 再犯リスクと負の相関 (抑制因子)

性犯罪者の非性犯罪再犯関係因子 (動的因子) (抜粋)

(拙稿別表3を参照)



【注意】本図は、すべての因子を組み入れて検定して作った数理モデルに基づく図ではなく、あくまで個別の研究で判明した因子のうち、主なものを抜粋の上、まとめただけに過ぎない。

————— 再犯リスクと正の相関 (危険因子)

————— 再犯リスクと負の相関 (抑制因子)

性犯罪者登録・地域通知制度の歴史

性犯罪者登録制度の歴史

- 実はカリフォルニア州では州刑法により 1947年から開始
- ジェイコブ・ウェッターリング事件
出所性犯罪者の社会復帰施設がある町で、男児が男に略取された事件
社会復帰施設の存在を警察が把握していなかったことが批難
ジェイコブ・ウェッターリング法（連邦法。1994）
州に対する性犯罪者登録法の制定の要請を内容とし、制定しない州には連邦補助金をカット
- パム・ライクナー法（連邦法。1996）
州境を超える性犯罪者を追跡するための制度の構築
制度を構築・維持できない州には、FBIが代行

性犯罪者地域通知制度の歴史 (1)

- ワシントン州で 1990年から開始（地域社会保護法）
1989年に、性犯罪者によって子どもが被害に遭った事件が続いたことが契機
- ジェイコブ・ウェッターリング法（連邦法、1994）
実は、登録制度のみならず、地域通知制度にも触れていた州に性犯罪者地域通知を認める州法の制定を要請
- メーガン・カンカ事件（1994）
真向かいの家に住む性犯罪前歴者ジェシー・ティメンデカスにより6歳のメーガンちゃんが暴行・殺害された事件
NJ州法として、地域通知法がメーガンちゃん殺害後89日で成立

性犯罪者地域通知制度の歴史 (2)

- 【余談】 ティメンデカスは死刑確定囚となったが、NJ州が一昨年死刑制度に科学的な犯罪抑止効果が認められない上に、終身刑に比べて経費がかかると結論付け、死刑制度を廃止したことにより、仮釈放なしの終身刑に刑が変更され、大きな話題となった。
- 【余談の余談】 アメリカでは、1967年にコロラド州での執行を最後に全米的に10年間の執行モラトリアムがあったが、その後最高裁の死刑合憲判決を受け、死刑が復活した。しかし、現在は死刑の執行をストップする州が増加している現状にある。
- 連邦メーガン法 (1996)
州に性犯罪者地域通知を義務付ける州法の制定を要請
制定しない州には連邦補助金をカット。
現在、全州及びコロンビア特別区で地域通知制度が成立

性犯罪者登録・地域通知制度の 合憲性についての司法判断（米国）

- 手続的・実体的デュープロセス違反、事後法禁止、平等保護違反、二重の危険禁止のいずれについての訴えも、退けられてきた。
- 考え方の方向：「登録も地域通知も、刑罰ではない。」
- 今後、こうした司法判断が覆る可能性は低い。
- 法学者の中では、依然合憲性についての論議が絶えない。

ここまでのまとめ

- 性犯罪者の再犯率、再犯因子は、性犯罪者のタイプによって多様である。
- 再犯率は、公式統計上は、必ずしも他の犯罪者に比べて高くない。
- 加害者は若年男性が、被害者は若年女性が高い割合を占める。
- 性犯罪者登録・地域通知制度などの規制的政策は、この20年間で広まってきたもの。
- 性犯罪者登録・地域通知制度の合憲性については、認められている。

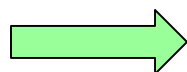
性犯罪者登録・地域通知制度の効果検証 ～ 系統的レビュー～

系統的レビューとは？ (1)

(Systematic Review)

【課題】

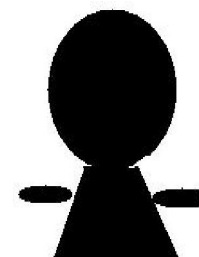
地域通知制度について、できる限り正確で公平な効果検証を行うためには、既存の科学的根拠を漏れなく収集できる手法を使って検証する必要がある。



それが、系統的レビュー (Systematic Review) 。

系統的レビューって何？

定義付けるとすれば、何らかのプログラムや実践 (practice) の効果検証に際して、1つ以上の研究成果が利用可能であるときに、明白な選定基準をパスした研究成果 (科学的根拠) をすべて統合することを試みる手法」ということかな。既存のレビューを見たかったら、「キャンベル共同計画」(Campbell Collaboration) のウェブサイトを見てごらん。



Dr. Lawrence W. Sherman

(元国際犯罪学会会長、現ペンシルバニア大学、ケンブリッジ大学教授)

系統的レビューとは？ (2)

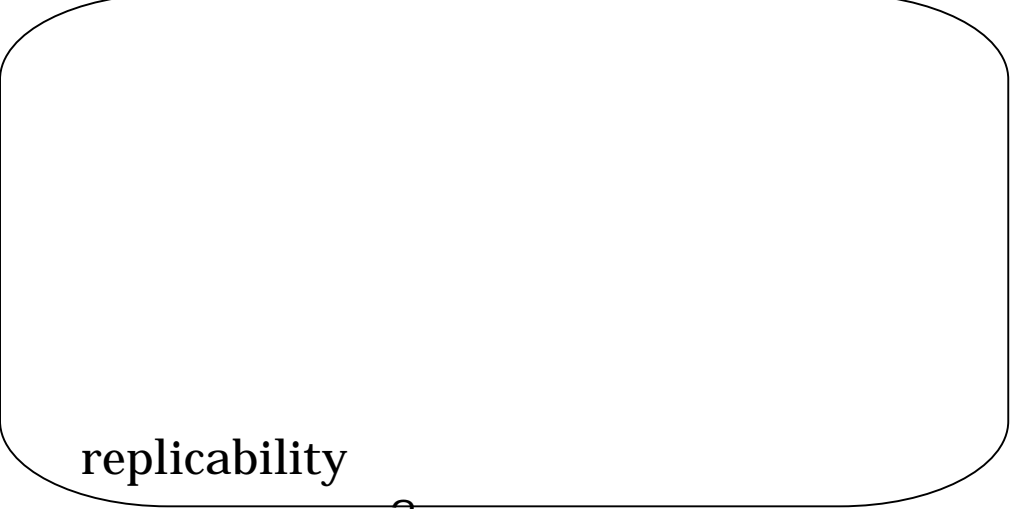
(系統的レビューの特徴)

【定義】

何らかのプログラムや実践 (practice) の効果検証に際して、 1つ以上の研究成果が利用可能であるときに、明白な選定基準をパスした研究成果 (科学的根拠) をすべて統合することを試みる手法



なぜ「系統的」レビューなの？



「どうやって研究文献を探し出してくるか」、
「どうやって最終的に分析対象にする文献を
他と区別するか」について、きちんと手順な
どを系統化して明確にしているからだよ。だ
から、同じ手順でやれば、誰でもそのレ
ビュー結果が再現できるようにする試みなん
だね。科学では結果の再現可能性
(replicability) が重要なのは言うまでもなく
知っているだろう？



Dr. Lawrence W. Sherman
(元国際犯罪学会会長、現ペンシルバニア大学、ケンブリッジ大学教授)

系統的レビューとは？ (3)

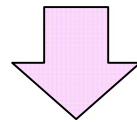
(系統的レビューの要素)

【定義】

何らかのプログラムや実践（practice）の効果検証に際して、1つ以上の研究成果が利用可能であるときに、明白な選定基準をパスした研究成果（科学的根拠）をすべて統合することを試みる手法

【特徴】

「どうやって研究文献を探し出してくるか」、「どうやって最終的に分析対象にする文献を他と区別するか」について、きちんと手順を系統化して明確にしていること。



【キーワード】

科学的根拠」、研究文献の検索方法の明示」、明白な選定基準」

系統的レビューとは？ (4)

(系統的レビューの主要な構成)

【キーワード】

科学的根拠」、研究文献の検索方法の明示」、明白な選定基準」

【系統的レビューの構成】

- 1 レビュー対象となる研究の選定基準の設定・明示
どの研究文献を「科学的根拠」と認めるのか
- 2 研究検索方法の明示
適正・公平、網羅的に既存資料が収集できているか
- 3 検索の結果収集された研究を選定基準により選別
- 4 選定された科学的根拠の分析
複数の科学的根拠を公平に扱っているか

系統的レビューとは？ (5)

(余談：科学的根拠とは？)

系統的レビューでレビュー対象となる研究成果は、政策の効果（因果関係）を立証するのに十分に科学的でなければならず、この「因果関係を立証するのに十分に科学的」という条件をクリアして初めて、研究成果は科学的根拠と呼べる。

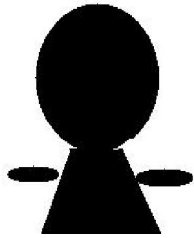
~~例題 1：ある町に駐車場が 2 か所あります。CCTVのある A 駐車場は、CCTVのない B 駐車場に比べて車上ねらいの発生件数が少ないです。CCTVは車上ねらいを減少させる効果があると言えるでしょうか？~~

~~例題 2：A 駐車場では、CCTVをこの間新たに設置したところ、CCTVの設置前に比べて、車上ねらいの発生件数が少なくなりました。CCTVは車上ねらいを減少させる効果があると言えるでしょうか？~~

系統的レビューとは？ (6)

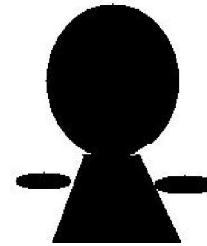
(余談：「因果関係を立証するのに十分に科学的」とは？)

SMS (メリーランド科学的方法尺度) の発明 (1997)



SMSって何？

私がメリーランド大学にいた時に同僚と司法省に提出した報告書『Preventing Crime; What works, what doesn't, what's promising』(1997)で初めて使った尺度なんだ。「因果関係を証明する力の強さ」に基づいて、研究デザインを5つの段階に分類した尺度」なんだよ。批判もあったけど、犯罪学分野では世界的に流布しているね。



Dr. Lawrence W. Sherman
(元国際犯罪学会会長、現ペンシルバニア大学、ケンブリッジ大学教授)

系統的レビューとは？ (7-1)

(余談：「SMS」とは？)

SMS (メリーランド科学的方法尺度) の区分 (副読本 pp16, 17)

レベル1 (ある一時点での、プログラムと犯罪量の相互関係)

ある特定の一時点における、犯罪抑止プログラムと犯罪量との相関づけを行っている研究。(例：防犯カメラありのエリアは、防犯カメラなしのエリアに比べて、現時点の犯罪率が低い。)

レベル2 (対照群を持たない、プログラム実施前後の犯罪量の比較)

比較可能な統制条件下におけるプログラム実施前後での犯罪量の比較は行っていないが、ある一つのエリア(又は集団)でのプログラム実施前後での犯罪量の比較を行っている研究。(例：防犯カメラ設置後に、このエリアの犯罪は減少した。)

これら2つのレベルでは、因果関係を証明するには全く不十分であり、これらレベルに該当する研究デザインを採用している研究は、系統的レビューの対象にはできない。

系統的レビューとは？ (7-2)

(余談：「SMS」とは？)

レベル3 (実験群、対照群各々1ユニットにおける犯罪量の変化比較)

実験条件下と比較可能な統制条件下の双方で、プログラム実施前後の犯罪量の比較を行っている研究。(例：防犯カメラの設置後、実験エリアでは犯罪が減少したが、比較可能な統制エリアでは犯罪の減少がなかった。)

レベル4：準実験的デザイン (Quasi-Experimental Design)

複数の実験的及び統制的ユニットにおけるプログラム実施前後の犯罪量の比較を、犯罪量に影響し得る他の変数(プログラム実施の有無以外の要素)をコントロールした上で行っている研究。(例：被害を受ける/受けないに影響する建築物の諸特徴をコントロールした上でなお、防犯カメラによる監視下にある店舗群では、そうでない店舗群に比べ、犯罪被害回数が減少した。)

レベル5：無作為統制実験 (Randomized Controlled Trial)

実験参加ユニットに対して、プログラムの実施の有無が無作為に割り当てられた研究。(例：防犯カメラの設置を無作為に割り当てられた店舗の犯罪被害回数は、そうでない(無作為の割り当て時に防犯カメラの設置を割り当てられなかった)店舗の犯罪被害回数に比べ、減少した。)

系統的レビューとは？ (8)

(余談：科学的根拠に関連する4つの妥当性 (validity) 概念、副読本 pp14,15)

1 内的妥当性 (Internal validity)

当該研究結果が、他の代替仮説（別の可能性または要素に基づいて、同じ事実を説明する仮説）を排除できている度合い。SMSは内的妥当性に基づいて研究を分類する尺度である。

2 外的妥当性 (External validity)

研究結果によって裏付けられた仮説が一般化でき得る度合い。実験環境を超えて、余所でも通用する仮説（研究結論）なのかどうか。

3 統計的結論の妥当性 (Statistical conclusion validity)

従属変数における変化に関して、偶然 (chance) の役割が正しく考慮されている度合い。実験データの分析において、統計的有意性に基づいて結論付けが正しくなされているかどうか。

4 構成概念的 (計測尺度の) 妥当性 (Construct validity)

研究において、効果の評価に使われた尺度の妥当性をいう。分析すべき事象にふさわしい定義と測定尺度を用いて正しく測定できている度合い。

系統的レビューとは？ (9)

(系統的レビューの主要な構成)

【系統的レビューの構成】

- 1 レビュー対象となる研究の選定基準の設定・明示
どの研究文献が「科学的根拠」と認めうるか
- 2 研究検索方法の明示
適正・公平、網羅的に既存資料が収集できているか
- 3 検索の結果収集された研究を選定基準により選別
- 4 選定された科学的根拠の分析
複数の科学的根拠を公平に扱っているか

系統的レビューとは？ (9-1)

(系統的レビューの主要な手順)

1 レビュー対象となる研究の選定基準の設定・明示

(1) 介入 (intervention) の種類の明示

「 検証対象となるプログラムでは何が行われていることが必要なのか 」を明示する。

(2) アウトカム尺度の明示

「 検証対象となるプログラムでは、何が測定されて (調べられて) いることが必要なのか 」を明示する。

(3) 研究デザインの強度の指定

「 レビューするに値する研究とは、どのぐらいの研究デザインの強度を求めるのか 」を指定する。ここでよく使われるのがSMSレベルに基づく指定。SMSレベルを用いる場合は、最低でも3以上。レベル5の研究が多数ある場合は5に限る。

系統的レビューとは？ (9-2)

(系統的レビューの主要な手順)

2 研究検索方法

(1) オンライン文献データベースの検索

検索したデータベースと、検索に使用したキーワード（例：sex、rape、notification）を明示する。

(2) 行政機関その他の関係ウェブサイトの検索

行政機関やシンクタンクが取りまとめた研究結果などは、文献データベースに入っていないことがほとんど。USDOJ (NIJ) や UK Home Office、WSIPPは頻繁に参照される。

(3) 既存の系統的レビューに含まれている資料の活用

(4) 検索終了日の明示

いつまでに公表された又は実施された研究がこのレビューでカバーされているかを明白にする必要があるため。

系統的レビューとは？ (9-3)

(系統的レビューの主要な手順)

3 検索の結果収集された研究を選定基準により選別

検索でヒットし、収集された研究を一つ一つ内容を精読し、選定基準により、レビュー対象に含まれる資格がある (eligible) 研究かどうか精査する。なお、検索により存在しているのは分かったものの、何らかの理由により入手できなかった研究は、必ず補遺などに明示しておくこと。

4 選定された科学的根拠の分析

今回の系統的レビュー (1)

- 我が国の犯罪研究分野での採用は初
- 地域通知制度の多面的効果を考慮して、
 - (1) 政策実施プロセス (登録制度のプロセス評価も含む。)
 - (2) 地域住民等の受け止め方と反応
 - (3) 性犯罪者の受け止め方と社会復帰後の経験
 - (4) 実際の犯罪抑止効果の4つの観点から先行研究を収集、分類、検証

今回の系統的レビュー (2)

(先行研究の分析のための4つの切り口)

1 . 政策実施プロセス

どれほど十分かつ正確に、制度が計画通りに実施されているか (実験犯罪学でいう、「program fidelity」の問題)

2 . 地域住民等の受け止め方と反応

地域住民その他の利害関係者 (性犯罪者を除く。) が、どのように制度を認識し、地域通知に対応・反応しているか

3 . 性犯罪者の受け止め方と社会復帰後の経験

性犯罪者がどのように制度を認識しているか。そして、地域通知によってどのような体験をしたか

4 . 実際の犯罪抑止効果

性犯罪者地域通知制度がどれほど性犯罪 (初犯及び再犯) を抑止又は減少させているか

今回の系統的レビュー (3)

(プロセス)

- 平成 19年 12月中旬までに世界中で英語で公表された研究を検索対象に（検索終了日は平成 19年 12月 13日。）
- 10のオンライン文献データベース、7の行政機関、シンクタンク等のウェブサイトを検索
- 1,220件の研究アブストラクトが検索でヒット。1件ずつ内容を精査し、33列の先行研究が選考基準をパス
- 必要SMSレベルは3以上とするが、SMSレベルを適用するのは、各評価研究の性質上、実際の犯罪抑止効果評価に関する研究のみとし、また、SMSレベルによる研究の取捨は、研究内容の検証後に行う（拙稿の目的の一つに、できる限り多くの既存の研究例を紹介するという目的があったため）
- 詳細は拙稿を参照

系統的レビュー結果 (1)

～ 制度実施プロセス評価 (6例)～

ウェッターリング法及びメーガン法に関する連邦政府の最終ガイドラインによれば、「これらの法律の主目的は、「性犯罪者の個人情報登録義務及び当該情報の適切な発信によって、法による取締りを補助し、有罪判決を受けた児童性犯罪者や暴力的性犯罪者から国民を守ること」であるとされる (Office of the Attorney General, 1999)。したがって、この主目的の達成のためには、なによりもまず、性犯罪者に法に基づく登録義務を確実に果たさせ、次いで、登録された情報が正しいものであることを確認し、そして、適切に登録情報を公表することが不可欠となる。これらを評価することとはすなわち、制度実施プロセスについて評価することにほかならない。

研究	研究場所	結果（抜粋）
Barnoski (2006a)	米国 ワシントン州	<ul style="list-style-type: none"> ・登録不履行率は法施行後一貫して上昇 ・登録懈怠者は再犯率高い
CBSA (2005)	米国 カリフォルニア州	<ul style="list-style-type: none"> ・相当数の登録情報が不正確又は未更新 ・誤った地域通知による人権侵害
Levenson&C otter(2005)	米国 フロリダ州	<ul style="list-style-type: none"> ・登録簿記載の性犯罪者の54%が、自分の登録情報に誤りがあると回答
Tewksbury (2002)	米国 ケンタッキー州	<ul style="list-style-type: none"> ・登録簿記載情報で正確なのは75%以下
Tewksbury (2006)	米国 ケンタッキー州	<ul style="list-style-type: none"> ・登録簿に長く載っている性犯罪者ほど、登録情報を更新・修正しなくなる傾向
Plotnikoff&W oolfson(2000)	英国	<ul style="list-style-type: none"> ・登録法施行1年時点で登録履行率94% ・履行率は一貫して上昇

系統的レビュー結果 (2)

~ 地域住民等の受け止め方及び反応評価 (13例) ~

研究結果	結果（抜粋。数値等の詳細は拙稿参照）
ポジティブな効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域通知により、地域住民の間で自分又は他者のための防犯行動が採られやすくなる
ネガティブな効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域通知により、自他が犯罪の被害に遭う不安感 (fear)、危機感 (risk) が惹起 (地域通知による不安感、危機感は、女性、家族のいる住民、教育レベルの低い人々などの間により生じやすい) ・ Phillips(1998)では、地域通知後も、調査対象者の男性の9割、女性の6割が一人歩きの頻度を変えず、特に18～29歳の8割以上が頻度を変えていない。また、性犯罪者が近所にいることを知っている者の方が、子供を一人で放置する機会を減らしていないと回答
性犯罪者地域通知制度に対する感覚	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの地域住民が好意的 (アメリカだけでなく韓国でも好意的) ・ 男性より女性のほうがより賛成 ・ 女性、未成年の子を持つ親等はより地域通知を重要視 ・ 性犯罪者の治療に当たるセラピストからは、保護者の間に誤った安全意識を生み出す、地域通知は再犯抑止にならないとの感想 ・ 保護観察 仮釈放監督官、法執行機関職員からは、制度により業務量増大との感想 ・ 法執行機関職員からは、制度の完全実施は困難という感想 ・ 法執行機関職員からは、制度により性犯罪者への監視の目が強化され、行動の管理が向上したとの感想

系統的レビュー結果 (3-1)

～ 性犯罪者の受け止め方及びコミュニティ復帰後の経験評価 (10例)～

研究結果	結果（抜粋。数値等の詳細は拙稿参照）
ポジティブな効果	<p>複数の調査で相当数の性犯罪者が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再犯を抑制するインセンティブになると回答 ・ 治療プログラムを受信するインセンティブになると回答
ネガティブな効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の調査で相当数の性犯罪者が、失職、転居、脅迫、嫌がらせ、親戚・友人関係の喪失、不安・恐怖・絶望感を経験したと回答 ・ ワシントン州では制度施行後6年で、出所性犯罪者又はその家族に対する嫌がらせを33件確認。(全地域通知件数比 3.5%) ・ 都市部より非都市部のほうが、ネガティブな経験をする傾向
性犯罪者地域通知制度に対する感覚	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域通知制度を恐れる者ほど、制度を不公平視 ・ 公開されている性犯罪者登録簿が、一般の人が性犯罪者から身を守る助けになっていると考えているのは少数との研究結果も ・ 自分たちの個人情報公開されているのはフェアであると考えているのは少数との研究結果も ・ Twerksbury(2006)では、調査対象の性犯罪者の約2/3は、出所後に警察からの接触がほとんどなく、人前で性犯罪者と識別されたこともほとんどないと回答 ・ 家族への影響を懸念する回答も ・ 登録義務期間が10年の者より終生の者のほうが、登録義務への賛同は低い

系統的レビュー結果 (3-2)

～ 性犯罪者の受け止め方及びコミュニティ復帰後の経験評価 ～

複数の研究で相当数の性犯罪者が、地域通知によって失職、転居、脅迫、嫌がらせ、親戚・友人関係の喪失、不安・恐怖・絶望感を経験したと回答



雇用の不安定、周囲との親愛関係の不全、低い社会経済的ステータス、怒り等の感情の自制不全、反社会的ライフスタイルなどは、性犯罪の、又は非性犯罪の再犯危険因子であるが、上記副作用は、これら因子と容易に結びつき、又はこれら因子を増進しうるもの。

系統的レビュー結果 (4-1)

～ 実際の犯罪抑止効果評価～

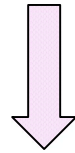
研究	S M S 地域	サンプル	結果（概要）
Adkins et al. (2000)	レベル1 アイオワ 州	登録性犯罪者から成る TG(N=233)と登録法施行前の 同等の性犯罪者から成る CG(N=201)。FP = 4.3年間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計的に有意な再犯率の 差異は生じなかった ・ 性犯罪再犯率自体は、TG で3.0%、CGで3.5%
Barnoski (2005a)	レベル2 ワシント ン州	(1)法成立前の出所性犯罪者、 (2)法成立後6年間の出所性犯 罪者、(3)成立後7年目の法改 正後の出所性犯罪者の計 8,359名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重犯罪再犯率は同等 ・ (2)(3)は(1)に比べ重性犯罪 再犯率が有意に低かった。 ・ (3)は(1)に比べ暴力的重犯 罪再犯率が有意に低かった。
Schram&Mill oy(1995)	レベル1 ワシント ン州	登録性犯罪者から成るTG (N = 90)と同等の性犯罪者から 成るCG (N=90)。FP = 54か月	非性犯罪再犯率、性犯罪再犯 率ともに両群の間で統計的に 有意な差異は生じなかった。
Walker et al. (2005)	レベル2 米国内の 10州	地域通知法施行後の期間の 長さを考慮しつつ、各州におけ る強姦件数の変化を時系列分 析手法で分析	法施行後、3州で件数の有意 な減少、1州で月々の件数に ついて有意な増加が、4州で非 有意な増加が、2州で非有意 な減少が認められた。

備考 :TG(副読本ではT)は実験群、CG(副読本ではC)は対照群、FPはフォローアップ期間を指す。

系統的レビュー結果 (4-2)

～ 実際の犯罪抑止効果評価～

実際の犯罪抑止効果評価で検証された4つの研究は、すべてSMSレベルが3に満たない。



いずれの研究成果も、科学的根拠として見ることはできない。(なお、どれか1例がレベル3以上であっても、その結論についての外的妥当性が不十分であることは言うまでもない。)

系統的レビュー結果（まとめ）

系統的レビュー結果 (まとめ)

- 1 . 地域住民や法執行機関には歓迎
- 2 . 通知を受けた地域住民の間で防犯行動
- 3 . 通知を受けた地域住民に不安感・危機感を惹起
- 4 . 実施の現場では、誤った地域通知や、多数の不正確・長期未更新の登録情報
- 5 . 通知を受けた性犯罪者は、社会復帰・社会再統合を困難とする副作用を経験
- 6 . 性犯罪者が経験する地域社会からの反応は、性犯罪・非性犯罪の再犯危険因子と結びつくおそれ
- 7 . 実際の犯罪抑止効果については未証明

性犯罪者地域通知制度のその他の影響

性犯罪者地域通知制度のその他の影響

1 労働業界

新規採用時に雇用主が、性犯罪者登録簿をチェックする義務があるかどうかの議論

2 不動産業界

(1) 管理下の建物の居住者及び申込者に不動産業者が近所の性犯罪者の有無について知らせる義務があるかどうかの議論

(2) 統計分析すると、経済的影響として、公表されている性犯罪者の住居に近い住宅の価格は、他の場所にある同等の住宅の価格に比べて、低下が起きている。

性犯罪者地域通知制度の導入 により想定される結果

制度によってもたらされる利益

- 1 . 地域住民の自己防衛意識・行動の向上
- 2 . 登録・地域通知制度の存在そのものにより、犯罪企図者に犯行を思いとどまらせる期待 (Prescott & Rockoff, 2008)
- 3 . 性犯罪者を含む広範な潜在的犯罪企図者への監視の目の増強
- 4 . 性犯罪に立ち向かうための地域社会内の連帯を高めるツールとして機能

制度によってもたらされるコスト

- 1 . 有形のコスト 1 : 制度維持費 (ワシントン州では、登録された住所の居住確認のため 2008年度予算案で 5百万ドル計上 (州内登録性犯罪者 19,700人 (2007年 7月 10日時点))
- 2 . 有形のコスト 2 : 不動産価格下落
- 3 . 無形のコスト 1 : 制度の不適切な運用による人権侵害と完全を期した運用を目指した場合の業務負担
- 4 . 無形のコスト 2 : 反復・永続的な烙印づけ (stigmatization) による排斥と、一律的な危険視に基づくモラル・パニック

レイベリングの徹底による再犯リスクの上昇可能性

まとめ：性犯罪者地域通知制度の評価

性犯罪者地域通知制度の評価

- 1 . 効果は多面的。正の効果もあるが、性犯罪者の再犯リスクの上昇可能性という負の効果もある。なにより、当初期待された犯罪抑止効果が立証されていない以上、制度としては負の側面が大きい危険なものである
- 2 . であれば、個々の性犯罪者のリスクレベルに基づいて、すでに効果の認められている治療プログラムを発展・実施する施策を地域通知制度に優先して実施すべき（治療プログラムの効用・費用対効果については、本講義では触れる時間がなかったが、拙稿を参照いただきたい）

さいごに (1)

感情的な満足と安心感のために、実際に犯罪を生じさせる危険を高めてはならない。思うに、責任ある政策論議というものは、現行の司法制度の中で「ほとんどのすべての犯罪者は、遅かれ早かれ地域社会に戻ってくる」という厳然たる事実を踏まえ、その上で、社会から性犯罪を1件でも少なくするためには何が重要かということについて公平で客観的な観点に基づいて行われなければならない。この結果、例え一見受益的に映るとしても、「犯罪者に対する治療」という方策が犯罪抑止上有効であるとすれば、「厳罰的で賛同が多いとしても、逆に再犯リスクを高める施策（地域通知制度）」との比較において、これに優先して用いられるべきである。

さいごに (2)

犯罪抑止対策は、多様な主体が、多角的に対策を採っていくことが重要であり、その際には、犯罪という行為の主体となる犯罪者 / 被害者（物） / 保護者という個々の要素の行動（動き・配置）のコントロールに着目したミクロ的な対策（このうちの一つが、近年我が国においても関心の高まっている状況的犯罪予防（situational crime prevention）である。）と、犯罪者を生み出す社会的な構造の改善に着目したマクロ的な対策が二元的に並行して行われるべきである。したがって、性犯罪者に対する治療は、性犯罪対策において排他的で唯一無二の対策ではあり得ず、治療以外の対策も採られるべきであるのは当然のことであるが、多様な複数の対策が併存し得るといっても、逆効果のほうが期待効果に勝る可能性のある施策は避けられるべきであり、また、逆効果のほうが期待効果より劣るとしても、そういった逆効果を伴う施策は、優先順位が低くなるはずである。

御静聴ありがとうございました。